指名停止業者

令和８年２月５日現在

四條畷市総務部総務課

業者番号	会社名	指名停止期間	指名停止の根拠
40564	大日コンサルタント（株） 西日本支社	令和８年２月３日から 令和８年４月２日まで	独占禁止法違反行為
20319	（株）トーニチコンサルタント 西日本支社	令和８年２月３日から 令和８年４月２日まで	独占禁止法違反行為